

1 政策評価の基本的枠組

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、各府省は、有識者の意見を聞きつつ、政策や事業について、事前や事後に、自己評価を実施することとされている。
- 政策評価は、同法に基づき、基本計画(5年毎)を定めるとともに実施計画(毎年度)を定めて実施することとされ、今年度は、今年3月に第3期基本計画(平成24年度～平成28年度)の策定、今年4月に今年度実施計画の策定を行い、これに基づき評価を実施。
- 評価の実施に当たっては、13の基本目標、57の施策大目標、96の施策目標を設定して行っているが、このうち施策目標が予算書の項と対応しており、施策目標ごとに実績評価書等を取りまとめることとしている。
- 評価結果は、各部局の予算概算要求、組織定員要求及び税制改正要望等に反映している。

2. 政策評価結果

- ◆ **実績評価(事後)** ※厚生労働省が実施する全政策について、達成すべき目標を設定し、これに対する取組や実績を総括し、達成度合いを評価する手法。
 - ・ 全政策のうち21の政策に係る実績評価を実施(別添2参照)。
 - ・ 残りは、モニタリング評価を実施。
- ◆ **事業評価(事前／事後)** ※個々の事業を対象に、事前に政策効果等の推計、事後に当該事業の継続等を評価する手法。
 - ・ 予算事業について、15件の事後評価を実施(別添3参照)。
 - ・ 税制について、18件の事前評価、1件の事後評価を実施(別添4参照)。
- ◆ **総合評価(事後)** ※特定のテーマについて、課題等を把握・分析する手法。
 - ・ 特定のテーマ6件の総合評価を実施(別添2参照)。
- ◆ **成果重視事業評価(事後)** ※複数年度にわたる事業について、各年度ごとに設定した目標の達成状況や政策効果を評価する手法。
 - ・ 3件の成果重視事業評価を実施(別添5参照)。

基本計画と実施計画と政策体系

基本計画

- 5年ごとに策定。
- 現在は、第3期基本計画期間(平成24~28年度)。
- 政策体系、評価方針等を決定。

実施計画

- 毎年度策定。
- 事後評価の具体的な対象、目標値等を決定。

政策体系

基本目標 13

施策大目標 57

施策目標 96

指標・目標値

予算書の項と対応。
この単位で実績評価書
を作成。

※今年度は21の施策
について実績評価を実
施

政策評価の対象と評価方式

事前評価
(政策決定前)

事後評価
(政策決定後)

大
(政策)

小
(事務事業)

評価対象の
まとまりの
大きさ

総合評価

- ・制度の改廃等、特定のテーマについて、課題等を把握・分析

実績評価

- ・予算書の「項」と対応し、政策を96に分けて評価（厚生労働省が実施する全政策をカバー）
- ・毎年度、評価書を作成。

事業評価（事前／事後）

- ・租税特別措置の新設、拡充、延長
- ・規制の改廃（別途公表）
- ・研究開発（別途公表）
- ・公共事業（別途公表）等

- ・一定期間経過後に、当初期待していた効果が上がったか等を検証